また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（独立行政法人会計基準第91）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上しております。

４．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

厚生年金基金から支給される年金給付については、運営費交付金により厚生年金基金への掛金及び年金基金積立不足額に関して財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

５．たな卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　出版物

移動平均法による低価法を採用しております。

⑵　貯蔵品

個別法による原価法を採用しております。

６．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

７．ヘッジ会計の方法

⑴　ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、為替予約について、振当処理の要件を満たす場合は振当処理を行っております。

⑵　ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建予定取引

⑶　ヘッジ方針

将来の外貨建取引に対して、為替相場の変動によるリスクをヘッジする目的で行っております。

⑷　ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引について、取引全てが将来の外貨建取引に基づくものであり、実行の可能性が極めて高いため、有効性の評価は省略しております。

８．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の計算方法

近隣の地代や賃貸料等を参考に計算しております。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成26年３月末利回りを参考に0.640％で計算しております。

９．リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

10．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

（貸借対照表関係）

運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額　645,093,421円

運営費交付金から充当されるべき退職手当の見積額　20,380,839,027円

（損益計算書関係）

ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は、472,864円であり、当該影響額を除いた当期総利益は418,524,216円であります。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金勘定　14,542,635,507円

期末資金残高　14,542,635,507円

（行政サービス実施コスト計算書関係）

１．引当外賞与見積額の計上方法

引当外賞与見積額については、当事業年度末に在職する役職員について、当事業年度末の賞与見積額から前事業年度末の賞与見積額を控除して計算しております。

２．引当外退職給付増加見積額の計上方法

⑴　退職一時金に係る債務

行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額については、事業年度末に在職する役職員について、当事業年度末の退職給付見積額から前事業年度末の退職給付見積額を控除した額から、退職者に係る前事業年度末退職給付見積額を控除して計算しております。

⑵　厚生年金基金に係る年金債務

行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額については、年金債務に係る当事業年度末の退職給付見積額から前事業年度末の退職給付見積額を控除して計算しております。

厚生年金基金の代行部分について、平成26年３月１日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。

なお、当事業年度末において測定される返還相当額（最低責任準備金）は5,790,805,800円であります。また、当該返還相当額（最低責任準備金）の支払が当事業年度末に行われたと仮定して、「「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するＱ＆Ａ」のＱ０－１により「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）第44－２項を適用した場合に生じる引当外退職給付増加見積額の見込額は△7,519,466,207円であります。

３．国又は地方公共団体からの出向職員に対しては、当期在職期間における退職手当の増加額を計算しております。

第三種郵便物認可　平成二十六年九月三十日